

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月4日
【四半期会計期間】	第59期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役 執行役員社長 林 朝則
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072(870)4304
【事務連絡者氏名】	理事 事業管理本部長 福家 久雄
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072(870)4304
【事務連絡者氏名】	理事 事業管理本部長 福家 久雄
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 （東京都千代田区外神田4丁目11番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第3四半期 連結累計期間	第59期 第3四半期 連結累計期間	第58期 第3四半期 連結会計期間	第59期 第3四半期 連結会計期間	第58期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高（百万円）	248,073	230,024	80,977	75,939	314,911
経常利益又は経常損失（ ） （百万円）	12,042	4,066	2,453	710	11,684
四半期（当期）純利益又は四半期 純損失（ ）（百万円）	9,156	2,189	1,846	1,696	10,328
純資産額（百万円）	-	-	139,813	132,962	142,779
総資産額（百万円）	-	-	216,613	203,629	204,057
1株当たり純資産額（円）	-	-	4,080.52	3,867.74	4,164.86
1株当たり四半期（当期）純利益 又は1株当たり四半期純損失 （ ）（円）	268.57	64.21	54.16	49.75	302.97
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益（円）	266.64	63.87	53.73	-	300.77
自己資本比率（％）	-	-	64.22	64.79	69.58
営業活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	10,366	16,450	-	-	3,640
投資活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	7,211	895	-	-	2,713
財務活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	9,627	6,353	-	-	7,870
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	-	-	49,180	22,996	34,063
従業員数（人）	-	-	2,533	2,960	2,553

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含んでおりません。

3．第59期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	2,960
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	1,133 (126)
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で表示しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
日本(百万円)	7,322	-
北米(百万円)	-	-
アジア(百万円)	41,753	-
欧州(百万円)	160	-
合計(百万円)	49,236	-

(注) 1. 金額は製造価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)が販売している自己ブランド製品は需要予測による見込生産を行っております。従いまして、受注状況は記載しておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
日本(百万円)	44,068	-
北米(百万円)	29,226	-
アジア(百万円)	1,129	-
欧州(百万円)	1,516	-
合計(百万円)	75,939	-

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
WAL-MART STORES, INC.	24,902	30.8	14,728	19.4
TARGET CORPORATION	9,233	11.4	-	-

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における当社の主要市場である米国経済は、FRBの量的緩和による株式相場上昇の資産効果などから個人消費は堅調に推移いたしました。しかし、住宅市場の低迷や失業率の高止まりに見られるように、先行き不透明感が払拭できない状況が続いております。

当民生用電気機器業界におきましては、主要製品である液晶テレビは新興国をはじめ政府による購入補助金の影響を受けた日本及び中国では高い成長がみられました。一方、欧米では既に既存製品の普及率は高く、また、消費者の多くは所得の先行き不安によりLEDバックライト採用や3D（3次元）対応のような高額製品を買い控える動きから伸び悩む状況となりました。

このような状況下、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当第3四半期連結会計期間の売上高は75,939百万円（前年同四半期比6.2%減）となりました。

利益面につきましては、営業損失は542百万円（前年同四半期は1,477百万円の営業利益）、経常損失は710百万円（前年同四半期は2,453百万円の経常利益）、四半期純損失は1,696百万円（前年同四半期は1,846百万円の四半期純利益）となりました。

所在地別セグメントの状況につきましては、次のとおりであります。

日本

エコポイント効果による液晶テレビの伸長に加え、地上波デジタル放送への移行に伴い受信関連電子機器は増加いたしました。また、前連結会計年度の第3四半期に投入したブルーレイディスクレコーダも大きく寄与したことなどから、売上高は44,068百万円（前年同四半期比43.9%増）となり、営業利益は1,637百万円（前年同四半期比730.5%増）となりました。

北米

ブルーレイディスクプレーヤーやホームシアターが前年を上回ったことなどからDVD関連製品は増加いたしました。しかし、消費者の購買意欲の低下やそれに伴う価格下落などにより主要製品の液晶テレビが大幅に減少し、売上高は29,226百万円（前年同四半期比38.8%減）となり、営業損失は2,850百万円（前年同四半期は195百万円の営業利益）となりました。

アジア

売上高は1,129百万円（前年同四半期比349.8%増）、営業損失は81百万円（前年同四半期は1,179百万円の営業利益）となりました。

欧州

DVD関連製品、液晶テレビともに減少し、売上高は1,516百万円（前年同四半期比36.0%減）、営業損失は403百万円（前年同四半期は3百万円の営業利益）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期末の財政状態は下記のとおりであります。

資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて427百万円減少いたしました。その主なものは、受取手形及び売掛金が7,221百万円、商品及び製品が14,213百万円増加し、現金及び預金が23,729百万円減少したことなどによるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末に比べて9,389百万円増加いたしました。その主なものは、短期借入金が7,094百万円増加したことなどによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて9,817百万円減少いたしました。その主なものは、為替換算調整勘定が11,154百万円減少したことなどによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べ19,917百万円減少し、22,996百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における営業活動の結果使用した資金は8,151百万円であり、前年同四半期連結会計期間に比べ4,638百万円（132.0%）減少となりました。これは主にたな卸資産が減少したものの、仕入債務が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は21,021百万円であり、前年同四半期連結会計期間に比べ20,540百万円（4,276.1%）減少となりました。これは主に定期預金の預入による支出の増加によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における財務活動の結果獲得した資金は9,478百万円であり、前年同四半期連結会計期間に比べ7,212百万円（318.4%）増加となりました。これは主に短期借入金の増加によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,169百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月4日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	36,121,696	36,121,696	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	36,121,696	36,121,696	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までのストック・オプションの権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19(平成13年改正前商法)に基づく新株引受権

(平成13年6月27日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	311,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,549
新株予約権の行使期間	平成16年1月1日から 平成22年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,549 資本組入額 4,775
新株予約権の行使の条件	・新株予約権行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。 ・新株予約権に関するその他の細目については、平成13年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づく取締役会決議による。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入その他の処分又は相続は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 上記の新株予約権は、旧商法第280条ノ19(平成13年改正前商法)に基づき付与された新株引受権であります。

2. 「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権
(平成14年6月26日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,996
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	399,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,150
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成23年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,150 資本組入額 7,575
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権行使時における条件 当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コ ンサルタント及び研究者のいずれかであること。 ・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契 約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成15年6月25日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,785
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	378,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,646
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,646 資本組入額 6,823
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コ ンサルタント及び研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契 約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,599
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	359,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,167
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,167 資本組入額 8,084
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社もしくは当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	256
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,836
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,836 資本組入額 8,418
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社もしくは当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成17年6月23日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,464
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	346,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,369
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,369 資本組入額 6,185
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社もしくは関係会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、従業員又は当社もしくは関係会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は関係会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は関係会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権
(平成20年6月19日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,881
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	388,100(注)1.2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,609
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から 平成29年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,609 資本組入額 805
新株予約権の行使の条件	・新株予約権行使時における条件 当社及び関係会社の取締役、執行役、監査役、会計参与、執行役員及び従業員のいずれかであること。 ・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 (1株未満の株式は切り捨てる)

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約

権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定するものとします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

上記(注)3に準じて決定するものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日 (注)	9,100	36,121,696	9	31,298	9	32,824

(注) 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,011,600	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式34,092,700	340,927	-
単元未満株式	普通株式 8,296	-	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	36,112,596	-	-
総株主の議決権	-	340,927	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011,600	-	2,011,600	5.57
計	-	2,011,600	-	2,011,600	5.57

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	4,020	3,770	3,740	3,400	3,135	2,841	2,574	2,879	3,390
最低(円)	3,710	3,110	3,115	2,830	2,306	2,438	2,345	2,346	2,747

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	62,315	86,045
受取手形及び売掛金	42,375	35,154
商品及び製品	35,063	20,850
仕掛品	1,812	1,510
原材料及び貯蔵品	18,114	16,057
その他	8,360	7,717
貸倒引当金	133	179
流動資産合計	167,908	167,155
固定資産		
有形固定資産	¹ 16,737	¹ 15,654
無形固定資産	3,793	4,874
投資その他の資産		
その他	15,495	17,148
貸倒引当金	304	775
投資その他の資産合計	15,190	16,373
固定資産合計	35,720	36,902
資産合計	203,629	204,057
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	32,811	31,305
短期借入金	13,433	6,338
未払法人税等	1,670	1,799
引当金	1,408	2,306
その他	17,445	14,457
流動負債合計	66,768	56,208
固定負債		
長期借入金	166	566
引当金	2,402	2,428
その他	1,329	2,073
固定負債合計	3,898	5,069
負債合計	70,667	61,277

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,298	31,280
資本剰余金	33,263	33,245
利益剰余金	120,098	119,272
自己株式	24,341	24,340
株主資本合計	160,318	159,457
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	701	470
為替換算調整勘定	29,090	17,936
評価・換算差額等合計	28,389	17,465
新株予約権	80	62
少数株主持分	953	726
純資産合計	132,962	142,779
負債純資産合計	203,629	204,057

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	248,073	230,024
売上原価	200,334	195,619
売上総利益	47,738	34,405
販売費及び一般管理費	¹ 36,192	¹ 30,361
営業利益	11,546	4,043
営業外収益		
受取利息	584	315
受取配当金	33	26
持分法による投資利益	-	13
その他	287	183
営業外収益合計	904	539
営業外費用		
支払利息	56	82
持分法による投資損失	31	-
為替差損	113	347
その他	207	87
営業外費用合計	408	516
経常利益	12,042	4,066
特別利益		
固定資産売却益	0	1
投資有価証券売却益	34	282
その他	7	25
特別利益合計	41	310
特別損失		
固定資産処分損	59	20
関係会社整理損	-	88
その他	15	45
特別損失合計	75	155
税金等調整前四半期純利益	12,009	4,221
法人税等	2,637	1,778
少数株主損益調整前四半期純利益	-	2,443
少数株主利益	215	253
四半期純利益	9,156	2,189

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	80,977	75,939
売上原価	67,251	66,623
売上総利益	13,726	9,316
販売費及び一般管理費	¹ 12,249	¹ 9,859
営業利益又は営業損失()	1,477	542
営業外収益		
受取利息	137	55
受取配当金	9	9
為替差益	855	-
持分法による投資利益	-	26
その他	69	68
営業外収益合計	1,072	160
営業外費用		
支払利息	13	46
持分法による投資損失	0	-
為替差損	-	224
その他	82	56
営業外費用合計	96	327
経常利益又は経常損失()	2,453	710
特別利益		
固定資産売却益	-	0
投資有価証券売却益	-	282
その他	-	0
特別利益合計	-	283
特別損失		
固定資産処分損	2	10
その他	1	-
特別損失合計	4	10
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	2,449	437
法人税等	519	1,150
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	1,588
少数株主利益	82	107
四半期純利益又は四半期純損失()	1,846	1,696

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	12,009	4,221
減価償却費	4,271	4,670
貸倒引当金の増減額(は減少)	830	38
退職給付引当金の増減額(は減少)	48	13
受取利息及び受取配当金	617	342
支払利息	56	82
持分法による投資損益(は益)	31	13
有形固定資産売却損益(は益)	1	6
投資有価証券売却損益(は益)	34	282
投資有価証券評価損益(は益)	4	-
売上債権の増減額(は増加)	6,523	12,586
たな卸資産の増減額(は増加)	19,103	21,608
仕入債務の増減額(は減少)	15,310	7,622
その他	5,515	3,704
小計	10,138	14,577
利息及び配当金の受取額	1,109	377
利息の支払額	56	82
法人税等の支払額	2,518	2,213
法人税等の還付額	1,693	45
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,366	16,450
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	80,957	63,536
定期預金の払戻による収入	91,312	70,120
有形固定資産の取得による支出	2,868	5,480
有形固定資産の売却による収入	8	34
無形固定資産の取得による支出	661	57
投資有価証券の取得による支出	408	56
投資有価証券の売却による収入	510	-
貸付金の回収による収入	69	22
その他	205	150
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,211	895
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	8,208	8,263
長期借入れによる収入	600	-
長期借入金の返済による支出	566	399
株式の発行による収入	-	28
配当金の支払額	1,363	1,363
その他	88	174
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,627	6,353
現金及び現金同等物に係る換算差額	681	1,805
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,632	11,006
現金及び現金同等物の期首残高	40,180	34,063
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	59
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	367	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 49,180	¹ 22,996

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 FUNAI ASIA PTE LTDは清算終了したため、第1四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 13社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 PT. DISPLAY DEVICES INDONESIAは清算終了したため、第1四半期連結会計期間より、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 0社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる営業利益、経常利益に与える影響はなく、税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3) 為替換算における適用レートの変更について 従来、当社グループは、外貨建取引及び外貨建債権債務の為替換算における適用レートについて、電信売相場及び電信買相場を適用しておりましたが、第2四半期連結会計期間より、電信売買相場の仲値へ変更しております。 この変更は、為替相場が急速に変動していることを契機に、当社グループの主たる事業が外貨建取引であり、かつ、獲得した資金も決済のために外貨のまま保有している状況を再検討した結果、為替換算における適用レートを電信売買相場の仲値に統一することにより、より適切な期間損益の把握を行うためのものであります。 この変更により、当第3四半期連結累計期間の売上高が663百万円、営業利益が830百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が336百万円増加しております。 また、当該変更は、第2四半期連結会計期間における為替相場が急速に変動していることを契機に、会計システム等の実務上の対応を検討した結果、第2四半期連結会計期間において対応可能となったためであり、第1四半期連結会計期間は従来の方法によっております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

前第3四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社整理損」は、特別損失の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することといたしました。なお、前第3四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「関係会社整理損」は110万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

「投資有価証券評価損益」(当第3四半期連結累計期間0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結累計期間では「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することといたしました。

「投資有価証券の売却による収入」(当第3四半期連結累計期間0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結累計期間では「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することといたしました。

当第3四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日)

(四半期連結貸借対照表関係)

「製品保証引当金」(当第3四半期連結会計期間1,156百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結会計期間では流動負債の「引当金」に含めて表示することといたしました。

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)</p>
固定資産の減価償却費の算定方法	<p>当社及び国内連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用しているため、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)</p>
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

<p>当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)</p>	<p>前連結会計年度末 (平成22年3月31日)</p>
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は、56,457百万円 であります。</p> <p>2. タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、 大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイ ブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断 により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期 及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間 について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみ なして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。 当社は、この更正処分は誠に遺憾であり到底承服 できるものではないため、現在、裁判において当社の 正当性を主張しております。</p> <p>追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれ ぞれ16,651百万円(附帯税を含め19,184百万円)及び 15,038百万円(附帯税を含め16,838百万円)でありま す。これについては、「諸税金に関する会計処理及び 表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、平成19年 3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税 等」として費用処理いたしました。</p> <p>なお、本税制は対象となる外国法人の各事業年度終 了の時の現況によって判定されますので、ご参考まで に調査対象年度の翌連結会計年度である平成20年3月 期以降について、当社の香港子会社の所得に対する当 該税制による影響額を試算した場合、当社が平成20年 3月期及び平成21年3月期において当社の香港子会社 より受領した配当額を対象所得から控除して算出した 結果、法人税、住民税及び事業税の見積りは合計で約 3,000百万円となります。この影響額につきましては は、上記理由により現時点では、会計処理を行って おりません。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は、59,477百万円 であります。</p> <p>2. タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、 大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイ ブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断 により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期 及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間 について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみ なして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。 当社は、この更正処分は誠に遺憾であり到底承服 できるものではないため、現在、裁判において当社の 正当性を主張しております。</p> <p>追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれ ぞれ16,651百万円(附帯税を含め19,184百万円)及び 15,038百万円(附帯税を含め16,838百万円)でありま す。これについては、「諸税金に関する会計処理及び 表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、平成19年 3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税 等」として費用処理いたしました。</p> <p>なお、本税制は対象となる外国法人の各事業年度終 了の時の現況によって判定されますので、ご参考まで に調査対象年度の翌連結会計年度である平成20年3月 期以降について、当社の香港子会社の所得に対する当 該税制による影響額を試算した場合、当社が平成20年 3月期及び平成21年3月期において当社の香港子会社 より受領した配当額を対象所得から控除して算出した 結果、法人税、住民税及び事業税の見積りは合計で約 700百万円となります。この影響額につきましては、 上記理由により現時点では、会計処理を行って おりません。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売手数料 2,639百万円	販売手数料 1,720百万円
特許権使用料 9,250	特許権使用料 7,281
従業員給料手当 4,787	従業員給料手当 5,447
試験研究費 4,399	試験研究費 2,573

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売手数料 757百万円	販売手数料 537百万円
特許権使用料 3,199	特許権使用料 1,921
従業員給料手当 1,610	従業員給料手当 2,312
試験研究費 1,275	試験研究費 841

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 91,768百万円	現金及び預金勘定 62,315百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 42,587	預入期間が3か月を超える定期預金 39,319
現金及び現金同等物 49,180	現金及び現金同等物 22,996

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 36,121千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,011千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高

親会社 80百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月31日 取締役会	普通株式	1,363	40	平成22年3月31日	平成22年6月11日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

当社グループの事業はすべて電気機械器具の製造販売に集約されており、事業区分はしておりません。
このため事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

当社グループの事業はすべて電気機械器具の製造販売に集約されており、事業区分はしておりません。
このため事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	30,623	47,733	251	2,370	80,977	-	80,977
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	46,311	2	49,636	0	95,952	(95,952)	-
計	76,934	47,736	49,887	2,371	176,930	(95,952)	80,977
営業利益	197	195	1,179	3	1,576	(98)	1,477

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	83,049	159,082	442	5,498	248,073	-	248,073
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	144,873	27	153,899	2	298,802	(298,802)	-
計	227,923	159,109	154,341	5,500	546,876	(298,802)	248,073
営業利益又は営業損失 ()	5,688	4,567	5,417	902	14,770	(3,224)	11,546

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米 : 米国
- (2) アジア : 香港、タイ
- (3) 欧州 : ドイツ、ポーランド

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	北米	アジア	欧州	その他	計
海外売上高（百万円）	55,322	2,702	8,918	2,648	69,592
連結売上高（百万円）					80,977
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	68.3	3.3	11.0	3.3	85.9

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	北米	アジア	欧州	その他	計
海外売上高（百万円）	180,227	6,365	23,872	7,122	217,588
連結売上高（百万円）					248,073
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	72.6	2.6	9.6	2.9	87.7

- （注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。
 2．各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 (1) 北米　　：米国、カナダ
 (2) アジア　：香港、シンガポール
 (3) 欧州　　：ドイツ、イギリス、フランス
 (4) その他　：オーストラリア
 3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、電気機械器具を製造販売しており、国内においては当社、DXアンテナ株式会社が、海外においては北米、アジア、欧州等の各地域をFUNAI CORPORATION, INC.（北米）、P&F USA, Inc.（北米）、船井電機（香港）有限公司（アジア）、FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp.z o.o.（欧州）及びその他の現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、製造販売体制を基礎とした所在地別のセグメントから構成されており、「日本」、「北米」、「アジア」及び「欧州」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注)1.	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2.
	日本	北米	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	120,271	103,286	1,540	4,925	230,024	-	230,024
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	110,584	3	164,299	4	274,891	(274,891)	-
計	230,855	103,289	165,839	4,929	504,915	(274,891)	230,024
セグメント利益又はセグメント 損失()	6,952	4,103	2,408	907	4,349	(305)	4,043

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注)1.	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2.
	日本	北米	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	44,068	29,226	1,129	1,516	75,939	-	75,939
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	24,190	1	44,362	0	68,555	(68,555)	-
計	68,258	29,227	45,491	1,517	144,495	(68,555)	75,939
セグメント利益又はセグメント 損失()	1,637	2,850	81	403	1,698	1,155	542

(注)1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額の内容は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当第3四半期連結累計期間	当第3四半期連結会計期間
セグメント間取引消去	11	8
全社費用	745	239
棚卸資産の調整額	428	1,403
合計	305	1,155

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失()と調整を行っております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（為替換算における適用レートの変更について）

従来、当社グループは、外貨建取引及び外貨建債権債務の為替換算における適用レートについて、電信売相場及び電信買相場を適用しておりましたが、第2四半期連結会計期間より、電信売買相場の仲値へ変更しております。

この変更は、為替相場が急速に変動していることを契機に、当社グループの主たる事業が外貨建取引であり、かつ、獲得した資金も決済のために外貨のまま保有している状況を再検討した結果、為替換算における適用レートを電信売買相場の仲値に統一することにより、より適切な期間損益の把握を行うためのものであります。

この変更により、当第3四半期連結累計期間の「日本」の売上高が663百万円、セグメント利益が830百万円増加しております。

また、当該変更は、第2四半期連結会計期間における為替相場が急速に変動していることを契機に、会計システム等の実務上の対応を検討した結果、第2四半期連結会計期間において対応可能となったためであり、第1四半期連結会計期間は従来の方法によっております。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（金融商品関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)
1 株当たり純資産額 3,867.74円	1 株当たり純資産額 4,146.86円

2 . 1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失等

前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益 268.57円	1 株当たり四半期純利益 64.21円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 266.64円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 63.87円

(注) 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益		
四半期純利益 (百万円)	9,156	2,189
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	9,156	2,189
期中平均株式数 (千株)	34,092	34,096
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	246	180
(うち新株予約権 (千株))	(246)	(180)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	54.16円	1株当たり四半期純損失	49.75円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	53.73円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	1,846	1,696
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	1,846	1,696
期中平均株式数(千株)	34,092	34,101
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	271	-
(うち新株予約権(千株))	(271)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

2【その他】

タックスヘイブン対策税制について

(1) 当社は、平成17年6月28日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成14年3月期から平成16年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を、また、平成18年11月16日に大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

その後、平成20年7月3日、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の判決書を受領いたしました。当社といたしましては、この判決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。現在、裁判において当社の正当性を主張しております。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）が平成19年3月8日付けで改正され、追徴税額の会計処理方法が明文化されたため、平成19年3月期に「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を、また、平成20年11月14日に大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

その後、平成21年7月23日、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の判決書を受領いたしました。当社といたしましては、この判決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。現在、大阪地方裁判所では、前回の訴訟と併合して審理が行われており、裁判において当社の正当性を主張しております。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、平成21年3月期に「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。